

報道機関各位

令和6年8月9日

【照会先】

熊本労働局

労働基準部 賃金室

賃金室長 吉田 総一

賃金指導官 佐藤眞一郎

(電話) 096 - 355 - 3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



令和6年度熊本県最低賃金の改正答申について 熊本地方最低賃金審議会

1. 熊本地方最低賃金審議会（会長 倉田賀世）は、本年7月8日（月）熊本労働局長（金成真一）から「熊本県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、熊本県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねた結果、本年8月9日（金）に結論を取りまとめ、同日熊本労働局長に対し「時間額952円」とする旨の答申を行いました。
2. 答申された「時間額952円」は、現行の熊本県最低賃金（時間額898円）を「54円」引上げるものとなっています。熊本地方最低賃金審議会においては、去る7月26日中央最低賃金審議会から示された目安（熊本県の場合50円引上げ）を参考にしつつ、最低賃金法第9条第2項による三要素を総合的に勘案して慎重に審議を行い、答申をまとめられたものです。
三要素・・・ 労働者の生計費、 労働者の賃金、 通常の事業の賃金支払い能力
3. この答申を受けて熊本労働局長は、本年10月5日からの効力発生（予定）に向けて、答申の内容についての異議申出などの所要の手續を進めてまいります。

熊本県の最低賃金額の推移

年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）	発効日
平成17年	609円	2円	0.33%	平成17年10月1日
平成18年	612円	3円	0.49%	平成18年10月1日
平成19年	620円	8円	1.31%	平成19年10月25日
平成20年	628円	8円	1.29%	平成20年10月17日
平成21年	630円	2円	0.32%	平成21年10月18日
平成22年	643円	13円	2.06%	平成22年11月5日
平成23年	647円	4円	0.62%	平成23年10月20日
平成24年	653円	6円	0.93%	平成24年10月1日
平成25年	664円	11円	1.68%	平成25年10月30日
平成26年	677円	13円	1.96%	平成26年10月1日
平成27年	694円	17円	2.51%	平成27年10月17日
平成28年	715円	21円	3.03%	平成28年10月1日
平成29年	737円	22円	3.08%	平成29年10月1日
平成30年	762円	25円	3.39%	平成30年10月1日
令和元年	790円	28円	3.67%	令和元年10月1日
令和2年	793円	3円	0.38%	令和2年10月1日
令和3年	821円	28円	3.53%	令和3年10月1日
令和4年	853円	32円	3.90%	令和4年10月1日
令和5年	898円	45円	5.28%	令和5年10月8日
令和6年	952円	54円	6.01%	

写

熊賃審発第10号

令和6年8月9日

熊本労働局長

金成 真一 殿

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月8日付け熊労発基0708第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、熊本県最低賃金専門部会から、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁対策等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が図られることについて、当審議会から熊本労働局長に対して建議が行われるよう要望がなされたところである。

このため、次回開催する当審議会において建議することを申し添える。

写

別紙

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域
熊本県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 952円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり（令和6年10月5日予定）

写

令和6年8月9日

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世 殿

熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会

部会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月8日、熊本地方最低賃金審議会において付託された熊本県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、調査審議において、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が必要であることは全委員共通の認識であった。これについて、当専門部会としては熊本地方最低賃金審議会から熊本労働局長に対する建議が行われることを要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

1 公益代表委員

倉田 賀世 諏佐 マリ 本田 悟士

2 労働者代表委員

齊藤 智洋 西 広継 山本 寛

3 使用者代表委員

岩永 秀則 浦田 隆治 原山 明博

写

別紙

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域
熊本県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 952円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり（令和6年10月5日予定）